

岐阜市行政第250号の3
平成22年3月29日

岐阜市教育委員会 御中

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 柳原秀訓



保有個人情報利用停止請求に対する拒否
処分に関する不服申立てについて（答申）

平成21年12月17日付け岐阜市教委学指第888号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年11月30日付けの保有個人情報の利用停止請求に対し、これを拒否した処分は、妥当である。

第2 異議申立ての主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成21年11月30日付け岐阜市教委学指第846号の2で実施機関が行った保有個人情報の利用停止の拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立て人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 平成18年12月15日付け岐阜市教委学指第729号陳述書、平成19年1月19日付け岐阜市教委学指第813号陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号1陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号2陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号3陳述書及び平成21年7月29日付け岐阜市教委学指第400号陳述書は、事実と異なることが多く、異議申立て人やその法定代理人が認めていないきごと、発言者がはっきりしていないことから欠番を要する。

(2) 訂正でなく、欠番（削除）を求めるものである。

削除とは、

ア 実施機関が公文書とすることでなく過ちを認めることである。

イ 永久でないものを認めること。

ウ 文書（フロッピーなど）は使用しないこと及び市教育委員会は欠番と記すること。

エ 岐阜市情報公開・個人情報保護審査会に関しては、削除しなくてよいが、その経緯を記することを希望する。

オ 事実である又は削除しないときは、その内容を求め、人名を明かすことにより欠番しない拒否を認める。
ことである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 異議申立て人から提出された保有個人情報訂正請求書であるものの、別紙として付けられた書面から保有個人情報利用停止請求と判断して、その利用停止請求に対し、拒否する旨の決定を行った。

2 利用停止請求に対しては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条

例第1号。以下「条例」という。) 第31条の規定により、当該利用停止に理由があると認めるときは、利用停止を行わなければならず、「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第29条第1項第1号の規定により、次のいずれかに該当する場合である。

- (1) 保有個人情報を適法に取得していないとき。
 - (2) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有個人情報を保有しているとき。
 - (3) 不要になった保有個人情報を保有しているとき。
 - (4) 条例第10条第2項の規定により目的以外の目的に利用できる場合に該当しないにもかかわらず、目的以外の目的に利用されているとき。
- 3 異議申立人は、事実と異なることが多く、異議申立人及び法定代理人が認めていないべきことが記載されているし、発言者がはっきりしていない内容であるので、利用停止すべきであると主張する。
- 4 しかし、3に記載した事由は、2(1)から(4)までのいずれにも該当しないので、実施機関は、保有個人情報利用停止請求について理由があるとは認められないとして、拒否処分を行った。

第4 当審査会の判断

1 異議申立人が利用停止を求めている個人情報の性質

異議申立人が利用の停止を求めているものは、平成18年2月15日付け岐阜市教委学指第729号陳述書、平成19年1月19日付け岐阜市教委学指第813号陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号1陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号2陳述書、平成19年11月21日付け岐阜市教委学指第643号3陳述書及び平成20年7月29日付け岐阜市教委学指第400号陳述書である。これらの陳述書は、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会に提出するために実施機関が作成したものである。

したがって、これらの陳述書は、実施機関が組織的に保有するものであり、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号に規定する公文書にあたる。

また、これらの陳述書には、異議申立人が識別される情報が含まれており、個人情報にあたる。

よって、これらの陳述書に記載された情報は、条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報にあたる。

2 異議申立人の請求

実施機関によれば、平成21年10月29日付けの保有個人情報訂正請求書の記載内容から、異議申立人の請求には保有個人情報の訂正請求のほかに保有個人情報の利用停止請求も含まれると判断して拒否処分を行ったとのことである。

そこで、当審査会は、異議申立人からの保有個人情報の訂正請求に対しては別に答申するが、再度この点についても触れ、保有個人情報の利用停

止請求と併せて、検討するものとする。

3 保有個人情報の訂正

条例第24条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、・・・当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。・・）を請求することができる。」と定めている。

この規定は、実施機関の保有する公文書に記載されている個人情報の内容が事実と違うことにより本人に不利益を与えること等がないように、公文書に記載されている自己に関する個人情報の訂正を請求することができることを定めたものであるといえる。そして、訂正の請求が認められる「事実でない」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断することができる事項について誤りがあることをいうと解するのが相当である。言い換えれば、客観的な資料から誤りであると判断することができる事項がここでいう「事実」である。

このような観点からすると、異議申立人が訂正を求めている内容は、実施機関の視点から状況を説明した評価に近いものであると認められ、訂正を請求する対象となる「事実」とは言い難く、また、異議申立人から評価の争いではなく「事実」としてその内容が誤りであると判断することができる客観的な資料の提出もない。

したがって、保有個人情報の訂正の請求に理由があるとは認められない。

4 保有個人情報の利用停止

(1) 条例では、何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止を請求することができる。

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が保有されているとき。

ウ 不要となった保有個人情報が保有されているとき。

エ 利用目的以外の目的のために保有個人情報が利用され、又は提供されているとき。

（条例第29条第1項、第5条第2項、第7条第3号並びに第10条第1項及び第2項）

そして、条例第31条において、実施機関は、利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有個人情報の利用を停止しなければならないとされている。

(2) 異議申立人が利用停止を求める根拠は、1に掲げた陳述書には、事実と異なることが多く記載されていること、異議申立人及び法定代理人が認めていないできごとが記載されていること並びに発言者がはっきりしていない内容が記載されていることであるが、これらは、(1)アからエまでに掲げる事由に該当するものではないと考えられる。

したがって、保有個人情報の利用停止請求に理由があるとは認められない。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成21年	10月29日	保有個人情報利用停止請求
	11月30日	実施機関の利用停止拒否決定
	12月 3日	異議申立て
	12月17日	諮詢
	12月21日	実施機関に陳述書の提出依頼
平成22年	1月 4日	陳述書提出
	1月 5日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
	1月13日	審査会開催。異議申立て人から意見書提出。実施機関 及び異議申立て人から意見聴取
	2月18日	審査会開催。異議申立て人から意見書提出
	3月17日	審査会開催。異議申立て人から上申書提出
	3月29日	答申